



令和 8 年 2 月 18 日  
海 上 保 安 庁

## 令和 7 年の海洋汚染の現状（確定値） ～海洋汚染の確認件数が前年比 39 件増～

令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、海上保安庁が確認した海洋汚染の件数は 455 件であり、前年の 416 件から 39 件増加しました。

過去 10 年の平均件数（433 件）と比較するとやや上回る件数となっており、例年に引き続き、油と廃棄物による海洋汚染確認件数が高い割合で推移しています。

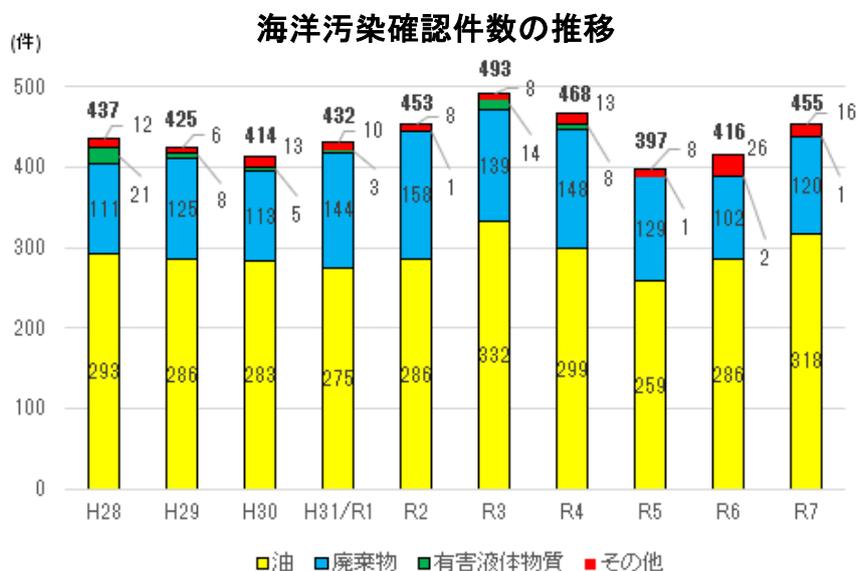
### 1 全体の傾向

海洋汚染確認件数のうち物質別（油、廃棄物、有害液体物質及びその他）では、油によるものが、318 件（70%）であり、前年の 286 件から 32 件増加しました。

廃棄物によるものが、120 件（26%）であり、前年の 102 件から 18 件増加しました。

有害液体物質によるものが、1 件（1%未満）であり、前年の 2 件から 1 件減少しました。

※ 本資料の構成比は原則小数点以下第 1 位を四捨五入し表記しているため合計が 100%にならない場合があります。



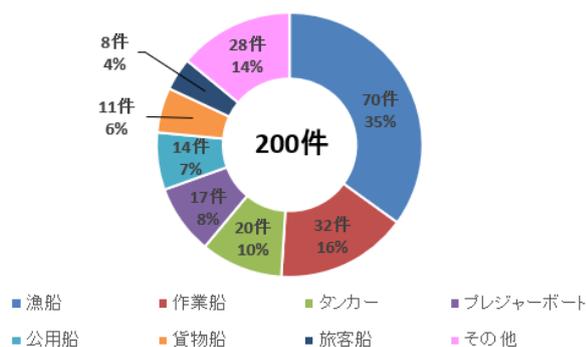
## 2 油による海洋汚染

### (1) 傾向

油による海洋汚染は 318 件であり、そのうち船舶からの油排出が 200 件（前年 178 件）であり、船種別では「漁船」が最も多く、排出原因別では「取扱不注意」が最も多くなっています。

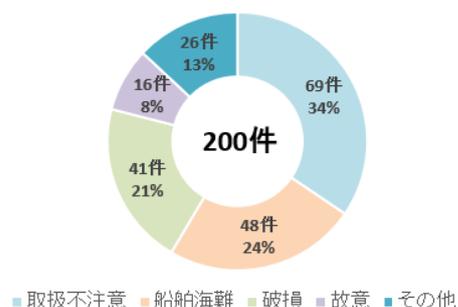
#### 【ア 船種別】

漁船	70 件 (35%)
作業船	32 件 (16%)
タンカー	20 件 (10%)
プレジャーボート	17 件 (8%)
公用船	14 件 (7%)
貨物船	11 件 (6%)
旅客船	8 件 (4%)
その他	28 件 (14%)



#### 【イ 排出原因別】

取扱不注意	69 件 (34%)
船舶海難	48 件 (24%)
破損	41 件 (21%)
故意	16 件 (8%)
その他	26 件 (13%)



### (2) 具体的な今後の取組

排出原因として、最も多い「取扱不注意」の内訳は、例年に引き続き、誤ったバルブ操作や不適切な燃料タンク計測に起因したものが多く、不適切な排水ポンプ操作や使わなくなった船舶の管理放棄に起因したものも見受けられました。

これらを防止するため、引き続き、漁船・作業船などを中心に訪船指導を実施するとともに、海事関係事業者に対しても訪問指導や海洋環境保全講習会を行い、確認作業を徹底するように指導していきます。

#### ～海洋汚染事例 1（船舶からの油流出による海洋汚染）～ 誤ったバルブ操作による油流出

陸上施設から船舶に対し、軽油を搭載しようとしたところ、該船乗員がバルブ操作を誤り、本来搭載するはずであったタンクとは別の満載状態であったタンクに軽油を搭載した結果、油が溢れだし、海上に流出したものの。

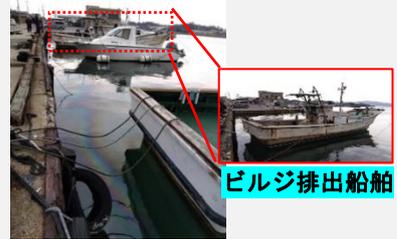


油排出船舶

～海洋汚染事例2（船舶からの油流出による海洋汚染）～  
不適切な排水ポンプ操作による油流出

修理業者がビルジ排水ポンプの修理を行った後、同ポンプを試運転する際、溜まっていたビルジを吸引しないための適切な措置を講じなかった結果、油混じりのビルジが船外に排出され、海上へ流出したものを。

※ビルジ：船底に溜まった汚水



～海洋汚染事例3（船舶からの油流出による海洋汚染）～  
船舶の管理放棄に起因する油流出

船舶所有者が、使わなくなった船舶の適切な保守管理を放棄し、船舶を放置した結果、船内に海水が浸水し、沈没に至り、船内に残っていた油が海上へ流出したものを。



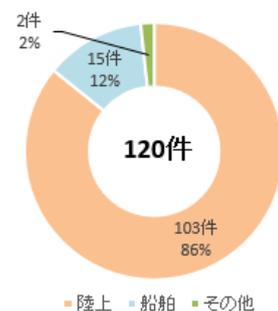
### 3 廃棄物による海洋汚染

#### (1) 傾向

廃棄物による海洋汚染は120件であり、そのうち船舶から廃棄されたものが15件、陸上から廃棄されたものが103件でした。陸上からの廃棄物を排出原因者別にすると、一般市民によるものが76件と全体の7割以上を占めています。

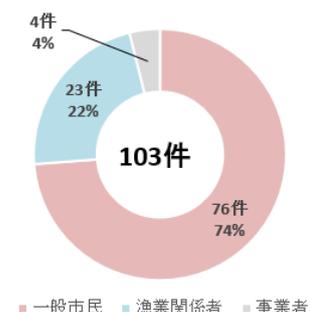
#### 【ア 排出源別】

陸上	103件 (86%)
船舶	15件 (12%)
その他	2件 (2%)



#### 【イ 排出原因者別（陸上）】

一般市民	76件 (74%)
漁業関係者	23件 (22%)
事業者	4件 (4%)



## (2) 具体的な今後の取組

廃棄物による海洋汚染については、家庭ごみの投棄や釣りなどで発生した残さの投棄など、陸上からの「不法投棄」が大部分を占めています。

これらを防止するため、若年層を含む一般市民に対して、海洋環境保全教室や漂着ごみ分類調査を実施し、プラスチックを始めとした身の回りのごみが海洋環境に与える影響などについて、身近に感じてもらう機会を創出するとともに、これらの機会を通じて不法投棄防止の呼びかけを行うなど、海洋環境保全に向けた取組を推進していきます。

### ～海洋汚染事例4（陸上からの廃棄物投棄による海洋汚染）～ 一般市民による家庭ごみの不法投棄

一般市民が、家庭で生じたペットボトル、レシート、たばこの吸い殻などの家庭ごみ約 11.7 キログラムを、沿岸部から海上へ不法投棄したものを。



### ～海洋汚染事例5（陸上からの廃棄物投棄による海洋汚染）～ 外国人によるカキ殻の不法投棄

外国人が、カキを採捕し中身をくり抜いた後、不要となったカキ殻約 2.2 キログラムを、沿岸部から海中へ不法投棄したものを。



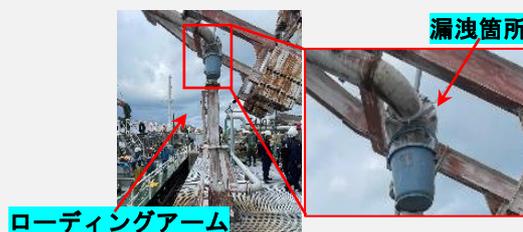
## 4 有害液体物質による海洋汚染

有害液体物質による海洋汚染は、特定事業場※敷地内で発生した 1 件のみとなっております。

※特定事業場：特定の汚水又は廃液を排出する施設を設置する事業場

### ～海洋汚染事例6（有害液体物質による海洋汚染）～ ローディングアーム配管部から硫酸の漏洩

特定事業場敷地内の岸壁上に設置された、ローディングアーム配管部の接続部に設けられた、漏れ防止材（シール材）の不良により、硫酸が海上に漏洩したものを。



## 5 その他の汚染物質による海洋汚染

その他の汚染物質による海洋汚染は、主に工場排水によるものや碎石等ばら積み貨物の脱落等によるものであり、全体の約4%（16件）となっています。

### ～海洋汚染事例7（その他の海洋汚染）～ 基準値を超える工場排水の海域への排出

水産加工会社関係者が、同施設から延びた配管から、水質汚濁防止法で定める排水基準※に適合しない排出水を、故意に海域へ排出したものを。



※排水基準

化学的酸素要求量（COD）：1リットルにつき160ミリグラム以下

→ 水中の有機物などの汚れの度合いを示す水質指標

浮遊物質量（SS）：1リットルにつき200ミリグラム以下

→ 水中に浮遊している不溶性の物質（直径2mm以下の粒子状物質）の量

※令和7年の海洋汚染の現状の詳細については「別添」をご参照下さい。